

男女共同参画会議 第16回重点方針専門調査会 平成30年9月26日	資料4
---	-----

(通し番号7～9)

「女性活躍加速のための重点方針 2018」

I 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現

1. 生涯を通じた女性の健康支援の強化

a) 妊娠・出産等に関する健康支援

(厚生労働省説明資料)

女性健康支援センター事業

○事業の目的

思春期から更年期に至る女性を対象とし、各ライフステージに応じた身体的・精神的な悩みに関する相談指導や、相談指導を行う相談員の研修を実施し、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的とする。

○対象者

思春期、妊娠、出産、更年期等の各ライフステージに応じた相談を希望する者
(不妊相談、望まない妊娠、メンタルヘルスケア、性感染症の対応を含む)

○事業内容

- (1) 身体的、精神的な悩みを有する女性に対する相談指導
- (2) 相談指導を行う相談員の研修養成
- (3) 相談体制の向上に関する検討会の設置
- (4) 妊娠に悩む者に対する専任相談員の配置
- (5) (特に妊娠に悩む者)が、女性健康支援センターの所在等を容易に把握することができるよう、その所在地及び連絡先を記載したリーフレット等を作成し、対象者が訪れやすい店舗等で配布する等広報活動を積極的に実施



○実施担当者 … 医師、保健師又は助産師等

○実施場所(実施主体:都道府県・指定都市・中核市)

全国70カ所(平成29年7月1日時点) ※自治体単独11カ所

47都道府県、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、福岡市、盛岡市、八戸市、川崎市、八王子市、奈良市、久留米市、宮崎市、北九州市

○予算額等

平成31年度概算要求 88百万円 (補助率 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2)

○相談実績

平成28年度:53,129件(内訳:電話31,731件、面接16,052件、メール4,039件、その他1,307件)

○相談内容

- ・女性の心身に関する相談(28,107件) ・不妊に関する相談(11,462件) ・思春期の健康相談(8,774件)
- ・妊娠・避妊に関する相談(9,525件) ・メンタルケア(11,859件) ・婦人科疾患・更年期障害(619件) ・性感染症等(819件)

不妊専門相談センター事業

○事業の目的

不妊や不育症の課題に対応するための適切な体制を構築することにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的とする。

○対象者・・・ 不妊や不育症について悩む夫婦等

○事業内容

- (1) 夫婦の健康状況に的確に応じた不妊に関する相談指導
- (2) 不妊治療と仕事の両立に関する相談対応
- (3) 不妊治療に関する情報提供
- (4) 不妊相談を行う専門相談員の研修

○実施担当者・・・ 不妊治療に関する専門的知識を有する医師、その他社会福祉、心理に関して知識を有する者等

○実施場所（実施主体：都道府県・指定都市・中核市）

全国66か所（平成29年7月1日時点） ※自治体単独（3か所）含む

主に大学・大学病院・公立病院22か所、保健所19か所において実施。

「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）不妊専門相談センターを平成31年度（2019年度）までに全都道府県・指定都市・中核市に配置

○予算額等

平成31年度概算要求 108百万円（補助率 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2）

○相談実績

平成28年度：22,347件（内訳：電話11,661件、面接7,673件、メール1,132件、その他1,881件）

（電話相談） 医師 14%、助産師 45%、保健師 25%、その他（心理職など） 15%

（面接相談） 医師 40%、助産師 27%、保健師 14%、その他（心理職など） 19%

（メール相談） 医師 23%、助産師 37%、保健師 28%、その他（心理職など） 12%

（相談内容） ・費用や助成制度に関すること（9,720件） ・不妊症の検査・治療（5,491件） ・不妊の原因（1,228件）

・不妊治療を実施している医療機関の情報（1,401件） ・家族に関すること（1,267件） ・不育症に関すること（535件）

・主治医や医療機関に対する不満（626件） ・世間の偏見や無理解による不満（440件）

不妊に悩む方への特定治療支援事業について

1. 事業の概要

- 要旨
不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成
体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）
特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された法律上の婚姻
をしている夫婦（治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦）
- 給付の内容
① 1回15万円（初回の治療に限り30万円まで助成）
※凍結胚移植（採卵を伴わないもの）及び採卵した方が卵が得られない等のため中止したもののついては、1回7.5万円
通算回数は、初めて助成を受けた際の治療期間初日における妻の年齢が、40歳未満であるときは通算6回まで、
40歳以上43歳未満であるときは通算3回まで助成
② 男性不妊治療を行った場合は15万円（平成31年度要求では、初回治療に限り30万円に増額する費用を計上）
※精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術
730万円（夫婦合算の所得ベース）
事業実施主体において医療機関を指定
都道府県、指定都市、中核市
1／2（負担割合：国1／2、都道府県・指定都市・中核市1／2）
平成31年度概算要求165億円（平成30年度予算163億円）
- 所得制限
- 指定医療機関
- 実施主体
- 補助率
- 予算額

2. 沿革

- 平成16年度創設
 - 平成18年度
 - 平成19年度
 - 平成21年度補正
 - 平成23年度
 - 平成25年度
 - 平成25年度補正
 - 平成26年度
 - 平成27年度
 - 平成27年度補正
 - 平成28年度
- 1年度あたり給付額10万円、通算助成期間2年間として制度開始
通算助成期間を2年間→5年間に延長
給付額を1年度あたり1回10万円・2回に拡充、所得制限を650万円→730万円
に引き上げ
給付額1回10万円→15万円に拡充
1年度目を年2回→3回に拡充、通算10回まで助成
凍結胚移植（採卵を伴わないもの）等の給付額を見直し（15万円→7.5万円）
安心こども基金により実施
妻の年齢が40歳未満の新規助成対象者の場合は、通算6回まで助成
（年間助成回数・通算助成期間の制限廃止）※平成25年度の有識者検討会の報告書
における医学的知見等を踏まえた見直し（完全施行は平成28年度）
安心こども基金による実施を廃止し、当初予算に計上
初回治療の助成額を15万→30万円に拡充
男性不妊治療を行った場合、15万円を助成
妻の年齢が43歳以上の場合、助成対象外。妻の年齢が40歳未満の場合は通算6回ま
で、40歳以上43歳未満の場合は通算3回まで助成（年間助成回数・通算助成期間の
制限廃止）

3. 支給実績

- 平成16年度 17, 657件
- 平成17年度 25, 987件
- 平成18年度 31, 048件
- 平成19年度 60, 536件
- 平成20年度 72, 029件
- 平成21年度 84, 395件
- 平成22年度 96, 458件
- 平成23年度 112, 642件
- 平成24年度 134, 943件
- 平成25年度 148, 659件
- 平成26年度 152, 320件
- 平成27年度 160, 733件
- 平成28年度 141, 890件